

令和 9 年度当初予算編成方針

I 基本的考え方

- 1 「第 2 期島根創生計画」では、島根の目指す将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」として、各施策に取り組むこととしており、引き続き、島根創生を着実に推進する必要がある。
- 2 また、エネルギー価格・物価高騰対策にも適切に取り組む必要がある。
- 3 他方で、財政見通しでは、令和 9 年度以降も 20 億円台後半から 40 億円台前半の財源不足を見込んでおり、県財政は依然として厳しい状況にある。
- 4 令和 9 年度当初予算では、引き続き、国の施策や財政支援を踏まえてエネルギー価格・物価高騰対策を検討するとともに、島根創生を着実に推進するための事業へ予算を重点配分する。

同時に、「第 2 期中期財政運営方針」に基づき、次の視点でスクラップ・アンド・ビルドを徹底しつつ、賃金引き上げに伴う労務単価の上昇など、現在の物価の状況を適切に反映するとともに、事業内容の見直しや事務の効率化に取り組む。

 - ・ 事業の目的や意義
 - ・ 投入した予算・人員に見合う成果
 - ・ 効率的・効果的な手法
 - ・ 県、市町村、民間などとの負担割合
 - ・ 県民生活の実態に即した事業内容
- 5 なお、予算編成にあたっては、国の予算の状況が明らかになった段階で必要な調整を行う。

Ⅱ 予算編成方針

予算要求に当たっては、国の制度改正等の動きを注視しながら、具体的には次の事項によること。

1. 歳入

- (1) 県税などについて、未収金の縮減や納付率の向上に努めることにより、住民負担の公平と財源確保を図ること。
- (2) 使用料及び手数料などについては、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図ること。
- (3) 県有財産の売却や広告料事業の導入を推進するなど、積極的に財源の確保に努めること。
- (4) 企業と協働した施策を推進するため、企業版ふるさと納税の活用を図ること。
- (5) 企業会計及び特別会計の余剰資金について、一般会計への繰入れを図ること。
- (6) 国庫支出金等関係機関との調整が必要な歳入については、相互に緊密な連絡をとるなどの確な見積もりに努めること。
- (7) 県債の充当に当たっては、次によること。
 - ① 令和8年度地方債計画及び同意等基準等を参考として、別途指示する充当率を踏まえ、的確な見積りを行うこと。
 - ② 県債発行額の抑制に努めること。部局調整枠においては、新規事業には充当しないこととし、継続事業で別途充当を認めている場合は、令和8年度の充当額を上回らないようにすること。

2. 歳出

(1) 総括的事項

- ① 島根創生のための予算要求に当たっては、予算要求枠区分に関わらず、次の視点での検討を行うこと。
 - ・ 厳しい状況にある中山間地域・離島対策の更なる強化
 - ・ 市町村や民間との連携の強化
- ② 既存事業については、島根創生を推進する観点から徹底的な見直しを行うこと。

また、既存事業の見直しに当たっては、行政評価の結果や「事務事業の見直しに際しての点検事項」（別記1）も踏まえ課題を整理し、新たなアイデアにより、その解決に取り組むことによって、効果的な事務事業の見直しに繋げること。

- ③ 部局の垣根を越えた対応が必要となる行政課題については、部局間連携の強化により新たな施策展開を促進すること。
- ④ 事業の創設や拡充に当たって、既存事業の見直しを徹底し、事業の必要性や効果を明確にするとともに、職員数の増加をもたらす事業は、厳に抑制すること。
併せて、市町村の厳しい財政状況を考慮し、市町村の財政負担や職員数の増加をもたらす事業は、同様に抑制すること。
- ⑤ NPOや地域住民の力を活かした県民との協働や、事務事業の民間委託などを積極的に進めること。
- ⑥ 県産品及び県内企業の開発製品等の優先的利用や調達を積極的に推進すること。特に、建築物や土木構造物などの公共施設等について、県産材などの利用を積極的に進めること。
- ⑦ 生産性向上・労働環境の整備や仕事の仕方の工夫など、「いきいきと働きやすい職場づくり」の観点からも検討を行うこと。

(2) 予算要求枠

予算要求枠は次のとおりとする。

区 分	予算要求枠
個別調整経費	
島根創生推進重点経費	・令和８年度当初予算額（一般財源）相当の範囲内 ・ただし、新たな課題に対応する必要がある増額が必要な場合は、令和８年度当初予算額（一般財源）相当の５％増の範囲内とし、これを超える増額が必要な場合は、令和８年度当初予算における部局調整枠一般施策経費（一般財源）相当を削減した額の１.５倍の額を加算した額の範囲内とする
特別需要経費	別途認める事業について所要額 なお、エネルギー価格・物価高騰対策については、今後の状況や国の関連予算の内容を踏まえ、所要額
義務的経費等	所要額
公共事業費	
補助公共事業費	・令和８年度当初予算額（県費負担額）の範囲内 ・大規模事業で別途認める事業等については所要額
県単公共事業費	
維持修繕事業費	
国土強靱化対策事業（国庫補助事業）	所要額
直轄事業負担金	
受託事業費	
災害復旧費	
災害関連公共事業費	

部局調整枠	・令和８年度当初予算額（一般財源）相当の範囲内 ・ただし、賃金引上げに伴う労務単価の上昇などにより、物価上昇が続いていることを踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドが困難な経常経費等については、令和８年度当初予算額（一般財源）相当の２％増の範囲内 ・なお、新たな課題に対応して島根創生推進重点経費を令和８年度当初予算額（一般財源）相当の５％増の範囲を超えて要求する場合は、超過する要求額に応じて、令和８年度当初予算額（一般財源）の１０％の範囲内で削減
職員給与費	別途指示する

（注１）島根創生推進重点経費

要求に当たっては、適切なＫＰＩ（重要業績評価指標）・成果目標を設定の上、各施策の効果が確実に発現するような事業構築に取り組むこと。

（注２）特別需要経費

部局調整枠で計画的に対応することが難しい大規模かつ臨時的な経費等や、全庁を挙げて部局間連携により新たに取り組むべき施策等で、別途認める事業については、所要額の要求を認める。

エネルギー価格・物価高騰対策として必要となる経費については、今後の状況や国の関連予算の内容を踏まえ、所要額の要求を認める。

なお、要求に当たっては、過大な要求とならないように事業費を精査すること。

（注３）義務的経費等

会計年度任用職員、特別職非常勤職員に係る経費については、人事課と事前調整の上、「人件費」にて所要額を要求すること。

（注４）部局調整枠

各部局における事業の選択と集中を徹底する観点から、各部局の権限と責任において配分額の範囲内で予算原案をとりまとめる部局調整枠を設けているところであるが、次の点については説明を求める予定であること。

- ・ 予算原案作成の考え方（優先した分野、事業など）
- ・ 島根創生のための新規、拡充、見直し事業の概要

- ・ その他の新規事業及び主要事業の概要
- ・ 廃止事業及び大幅見直しを実施した事業の概要
- ・ 個別事業（外郭団体へ支出する経費・貸付金など）

なお、予算原案の作成に当たっては、事業の必要性や効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、施設等維持管理費などに、賃金引上げに伴う労務単価の上昇等による現在の物価の状況を適切に反映すること。

(3) 留意事項

① 外郭団体関係経費

外郭団体への委託及び補助については、必要性を十分検証したうえ、必要最低限かつ適切な内容とすること。

② 公共事業費

1) 国の公共事業関係費の動きを注視しつつ、限られた財源で効率的な整備を図るため、緊急性、優先度、費用対効果等について十分検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。

2) 既存インフラについては、計画的な維持修繕など長寿命化を推進し、新たに整備するインフラについては、整備手法や維持管理コストの検討を十分に行った上で実施し、効果的・効率的な整備を実施すること。

また、産業振興や小さな拠点づくりなど県全体の政策との整合性、緊急性等を踏まえて事業を進めること。

3) 直轄事業負担金については、国の取扱いを踏まえた上で適切に対応すること。

③ 公共事業費を除く投資的経費

1) 新たな施設の建設事業については、既存施設の老朽化や再編に伴うものなどを除き、原則として行わないこととしていること。

2) 緊急性、優先度、費用対効果等を十分勘案の上、真に実効性のあるものに厳選すること。

3) 施設整備に当たっては、その維持管理経費が将来にわたる負担となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、P F I などの民間活力の活用を検討すること。

4) 方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進捗等を再度、検討すること。

④ 補助金等

「補助金見直し基準」（別記 2）に沿って、廃止を含めた見直しを行うこと。

⑤ 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制するとともに、存続が必要なものについても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条件の再検討を行うこと。

⑥ 施設等維持管理費

- 1) 維持管理水準の抑制や同種の業務の一括発注など、管理方法や委託業務内容について徹底した見直しを行い、更なる節減を図ること。
- 2) 特に庁舎等の維持管理費については、「施設維持管理の効率化について」（平成 21 年 4 月 13 日管財課長等通知）により仕様等の確認を行うこと。また、照明器具や空調設備等の省エネ化の導入を積極的に推進すること。

Ⅲ 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について中長期的な視点も含め十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。
なお、一般会計と同様に、徹底して歳出削減と歳入確保を図ること。

Ⅳ その他

1. 事業の調整

行政需要の多様化、複雑化に伴う二つ以上の部(局)に関連する事業が増えていることから、事前に必ず関係部(局)間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。

また、組織・人員に影響を与える場合は、人事課と事前調整を行うこと。

その他、事業調整に当たっては次の規定等に留意すること（〔 〕内は関係課）。

- (1) 義務的に市町村の財政負担を伴う場合：「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システムに関する要綱（昭和 59 年 10 月 17 日付け総務部長通知）」 [市町村課]

（注）義務的に市町村の財政負担を伴う県の新規事業及び既存の制度を改正して行う事業（団体等が事業主体となる市町村への間接補助事業を含む）については、要求後、事業の考え方をまとめた段階で市町村に情報提供することとし、Web 説明会で事業の必要性や市町村の負担割合について県の考え方を説明した上で、市町村の意見を聴取する。

このため、市町村への情報提供資料とするための「新たな市町村の財政負担を伴う事業一覧表」を要求時に財政課に提出すること。（「新たな市町村の財政負担を伴う事業の実施について（令和 2 年 10 月 5 日付け財政課長、市町村課長連名通知）」）

- (2) 情報通信システムの開発、変更、更新及び更改：「島根県情報通信システム管理要綱（令和 7 年 4 月 1 日）」 [情報システム推進課]
- (3) 営繕工事を伴う事業：「営繕工事を伴う事業の令和 9 年度当初予算要求の取り扱いについて（令和 8 年 6 月 30 日付け総務部長通知）」 [管財課、営繕課]
- (4) 公共建築物等における木材利用の促進：「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 16 日）」及び「島根県木材利用率先計画（令和 5 年 3 月 16 日）」 [営繕課、林業課]
- (5) 予算要求事業の事前精査の徹底：「予算要求チェックリストについて（平成 23 年 7 月 8 日付け財第 148 号財政課長通知）」 [財政課]

2. 県民意見の反映と情報共有の推進

県民の視点に立った改革及び予算編成を進めるため、県民や市町村に対し積極的に情報提供するとともに、その意見の反映に努めること。

なお、ホームページ等で要求内容、予算案等の予算編成状況を公開することとしている。

3. その他

上記のほか、予算要求作業に当たって必要な事項については、別途通知することとする。

V 予算要求書、各関係資料の提出期限及び提出部数

提出期限	提出書類・資料	様式番号	部数
11月6日(金)	歳入予算要求書	様式1	1
	歳出予算要求書	様式2	2
	債務負担行為要求書	様式3	2
	予算要求額調	様式4	1
	〃 (その2)	様式4の2	1
	会計年度任用職員等一覧表 (予算編成支援システムにより作成※1)	様式5	1
	個別調整経費エントリーシート	様式6	4
	新たな市町村の財政負担を伴う事業一覧表	様式7	1
12月4日(金)	当初予算施策集記載シート	様式8	2
	見直し・廃止事業一覧表	様式9	1
	部局調整枠経常経費等増減額調査	様式10	1

※1 予算編成支援システムでは一覧表に反映しない会計年度任用職員等については、別途一覧表を作成のうえ提出のこと。

事務事業の見直しに際しての点検事項

1 総括的事項

【必要性と費用対効果】

- (1) 社会経済情勢の変化等にもかかわらず、漫然として従来のまま継続していないか。また、所期の事業目的は既に達成していないか。
- (2) 必要性や効果の乏しい事業は廃止した上で、事業の整理統合や集約化を図り、より事業効果を上げることができないか。
- (3) 成果重視の観点から、投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証が十分なされているか。

【役割分担と費用負担】

- (4) 県、市町村、民間の役割分担を踏まえると、県事業の必要性は希薄ではないか。また、県の公金支出の妥当性はあるか。
- (5) 市町村事業等との重複があり、事業の対象範囲、方法等について整理すべきことはないか。
- (6) 市町村の自主性・自立性を高める観点から、権限移譲を進めることが適当ではないか。
- (7) 特定の個人、団体等への過剰サービスの色合いが強くないか。また、そのことによって、民間の活力がかえって阻害されていることはないか。
- (8) 受益者や地元が応分の負担をすべきではないか。

【手法と県民参画】

- (9) コスト縮減や県民サービス向上の観点から、本庁・地方機関間で実施主体について見直すべきものはないか。
- (10) 地域や県民の声を聞いて事業が考えられているか。また、事業への県民の参画が得やすくなっているか。
- (11) 県産品や県内企業の開発製品等の優先的利用や調達を推進する手法が導入できないか。

2 個別事項

- (1) 毎年度末における過不足（不用や節流用）の原因を追及・分析し、実態への整合を図るべきものはないか。
- (2) 会計年度任用職員については全庁的に見直しをしているが、さらに事業内容から見て人員数、月数、単価等を見直すべきものはないか。
- (3) 光熱水費や事務経費等の更なる節減ができないか。
- (4) 「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく複数年契約を活用することにより、更なる節減ができないか。

- (5) 印刷物等で相互に重複したものや利用の少ないものを作成していないか。
また、ITの活用によって内容の見直しやペーパーレス化ができないか。
- (6) 年間使用回数を考えると、購入を予定している機器等が遊休化しないか。
また、更新をもう少し伸ばすことができないか。
- (7) カーナビ、ディスプレイ等を購入する際は、業務で必要な場合を除き、テレビ受信機能が付いていない機器としているか。また、既に設置済みのカーナビ等のテレビ受信機能を撤去する際は、業務上の必要性の他、物理的撤去の可否や費用対効果を踏まえた検討をしているか。
- (8) 必要性の検討に加え人数、回数、用務等において事業間の調整等を行い、旅費等の無駄をなくしているか。
- (9) 各種調査で形式的に毎年繰り返していないか。また、その結果から施策を生み出せないで単に調査で終わっていないか。
- (10) 貸付金については、最近の金利情勢も踏まえ、貸付金の対象、限度額、融資利率、実質金利等を検討し、改めるべきものはないか。
- (11) 奨励的な国庫補助事業
- ア 単に国庫補助事業というだけで漫然と継続していないか。
- イ 人件費がかかることも考え、必要性や効果の乏しい事業は、国庫補助事業といえども整理・縮小できないか。
- ウ 国から示された全国一律のやり方ではなく、本県の実情にあったやり方や簡略化した手法に改善すべき点はないか。
- エ 規模、対象、委託の可否、基準単価等について、国に改善を要望することはないか。
- オ 県を通じて出す補助金（いわゆるトンネル補助金）は、交付先での効果が上がっているかどうかを十分チェックしているか。
- (12) 国等からの委託事業
- ア 国庫10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることや委託終了後の対応も考え、必要性や効果を十分検討しているか。
- イ 超過負担の原因等を分析し、その解消を国等へ要望しているか。
- ウ 受託者たる県にとっての効果を上げるため、実施方法や活用について、改善できる点はないか。
- エ 人件費についての負担を求めることができないか。また、人件費込みの場合は、その負担は適正か。
- (13) 負担金
- ア 各種協議会等への負担金については、納付先の団体の活動状況、負担金に合う反対給付の内容であるかなど、必要性が十分見込まれるものであるか。
- イ 負担額、負担率等については、事業内容の精査等により一層の適正化が図られないか。

補助金見直し基準

1 廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- ① 施策の浸透、普及等により、事業目的が達成されたもの
- ② 社会経済情勢の変化により、事業効果が薄れているもの
- ③ 長期にわたり継続している補助金で、一定期間補助を継続しても目的が十分達成されないなど事業効果が不明確または乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- ④ 本来、国、市町村、民間等で負担すべきものであり、県負担が適当でないもの
- ⑤ 少額または低率補助であり、事業効果が薄いもの
 - ・ 最終交付先の補助が 50 万円未満のものは、費用対効果の観点から十分な事業効果が認められるものを除き、原則として廃止
- ⑥ 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- ⑦ 対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの
- ⑧ その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど、「公益上の必要性」から補助金として不適当なもの

2 整理・合理化

(1) 全般的事項

存続させる補助金については、次の視点で見直し・縮減を行う。

- ① 計画規模の縮減、計画期間の延長、交付方法の見直しによる単年度事業費の縮減
- ② 補助率、補助対象の見直しによる事業費の縮減
 - ・ 奨励補助金で補助率が 1/2 を超えるものは、原則として 1/2 以下へ引下げ
 - ・ 公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金にあつては、補助事業者との役割分担から県負担を整理、合理化
- ③ 類似目的の補助金、同一の者に対する補助金の統合
- ④ 3 年以内の終期設定の徹底
- ⑤ 各種団体に対する補助金は、次の視点により縮減
 - ・ 剰余金の活用、受益者負担の導入など自主財源の確保
 - ・ 人件費を補助対象とするものは、補助対象業務に応じた合理的な補助対象経費の積算
 - ・ 県に準じた経費削減による補助対象経費の削減

(2) 市町村補助金

整理・合理化の見直しを行うに当たって、市町村補助金については、次の点に留意すること。

- ① 交付金化、統合メニュー化、支給要件の弾力化等、市町村の自主性に配慮すること。
- ② 支給要件の弾力化に当たっては、県負担の増嵩を招かないよう、応分の負担割合であるかなどの適切な見直しを行うこと。
- ③ 市町村の財政力に応じた傾斜補助率の導入について検討すること。
- ④ 県単独補助金の改正に係るもので、市町村の行財政に大きな影響を与えると考えられるものについては、財政課において各部からの要求状況を取りまとめる予定であること。

以上